

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、都市建設局都市建設総務室、技術監理課及びまちづくり事業部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月2日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

## 1 監査の期日

平成27年7月1日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、都市建設局都市建設総務室、技術監理課及びまちづくり事業部において、平成26年度(平成27年4月末日まで)、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

### (1) 都市建設総務室

- ア 各事業の旅費の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

### (2) 技術監理課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務
- ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### (3) 都市整備課

- ア 放置自転車等移動費用の徴収に関する事務
- イ 各事業の旅費の支出に関する事務
- ウ 各事業の委託料の支出に関する事務
- エ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### (4) 麻溝台・新磯野地区整備事務所

- ア 各事業の旅費の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

### (5) 当麻地区拠点整備事務所

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務
- ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

## 3 監査の結果

### (1) 指摘事項

ア 麻溝台・新磯野地区整備事務所の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

(ア) 平成26年7月分の旅費の支給において、算定の根拠となる出張命令票又は出張命令簿への記載が確認できなかった。

(イ) 平成26年10月分の旅費の支給において、直行直帰で出張した場合は、勤務場所から出張地までの旅費を上限とすべきところ、上限を超えて支給されていた。

「相模原市職員等の旅費に関する条例施行規則」(昭和42年相模原市規則第7号)において、「出張の命令を発する場合は、出張命令票又は出張命令簿に当該旅行に関する事項を記入し、これを当該職員に提示して行わなければならない。」と規定しているが、これに基づかない事務処理が行われたことにより、根拠のない不適切な公金の支出がなされたことは、大変遺憾である。

旅費の支給事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は出張命令の重要性を再認識し、諸規程や「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、早急に再発防止に向け事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

ア 都市建設総務室の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、平成26年11月分、平成27年1月分及び同年3月分の旅費の支給において、実際の経路とは異なる経路を根拠として算定した額で支給されていた事例が見られた。

旅費の支給事務の執行に当たっては、出張命令の重要性を再認識し、再発防止に向け事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行するよう注意する。

イ 技術監理課の各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

- (ア) 市町村積算システム使用契約において、契約書約款中、引用している条  
例が特定できなかった。
- (イ) 土木積算用電子機器等賃貸借契約(プリンタ)において、契約書約款中、  
引用している条項が特定できなかった。
- (ウ) 平成25年3月に変更契約を締結した土木積算用電子計算機等賃貸借契  
約その2(プリンタ)において、変更前の契約書と市及び契約相手方の呼称  
が異なっていた。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識するとともに、  
契約書の記載内容について精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取  
り組み、適正に事務を執行するよう注意する。

- ウ 都市整備課の放置自転車等移動費用の徴収に関する事務を調査したところ、  
次のような不適切な事例が見られた。

無料の自転車駐車場の管理運営については、「無料自転車駐車場設置及び  
管理取扱要領」(平成24年4月1日施行)を制定しているが、長期間駐車さ  
れている自転車等の移動や処分に関しては、実際の事務処理が同要領と異な  
る取扱いがなされていた。

無料の自転車駐車場に長期間駐車されている自転車等に係る事務の執行に  
当たっては、事務処理体制を見直すなど、同要領に基づき適正に事務を執行  
するよう注意する。

- エ 都市整備課の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、次のよ  
うな不適切な事例が見られた。

- (ア) 平成26年8月分の旅費の支給において、出張地から直帰した自宅まで  
の旅費を支給すべきところ、出張地から勤務場所までの旅費が支給されて  
いた。

(イ)平成26年9月分の旅費の支給において、出張命令簿への記載があるが、旅費が支給されていなかった。

旅費の支給事務の執行に当たっては、出張命令の重要性を再認識し、「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、再発防止に向け事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行するよう注意する。

(3)都市建設局都市建設総務室、技術監理課及びまちづくり事業部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

#### 4 意見

無料の自転車駐車場に長期間駐車されている自転車等については、平成24年5月に実施した前回の定期監査の要望を踏まえ、市では「無料自転車駐車場設置及び管理取扱要領」(平成24年4月1日施行)を制定して、保管所への移動や処分等の事務処理を行っている。

しかしながら、「要綱等策定マニュアル」では、「要領」は具体的な事務の流れやマニュアル的な内容を規定するとされており、同要領はいわゆる内規であり市民には公表されていないものである。

また、「相模原市条例等整備方針」(平成23年2月制定)では、「義務を課し、又は権利を制限するもの」は必ず条例で定めるものとされ、「権利義務規制とはならないが、市民に一定の作為を求めるもの」は原則として条例で、「条例を制定するまでには至らないが、市民に一定の作為を求めるもの」は原則として規則で定めるものとされている。

これらのことから、要領に基づいて、無料の自転車駐車場に長期間駐車されている自転車等の移動や処分を行っていることについては、なおその根拠性に疑義がある。

無料の自転車駐車場の円滑な管理、運営を推進するためにも、長期間駐車されている自転車等に関する事務処理について精査するとともに、根拠のあり方について検討されたい。